

佐賀県介護保険法施行条例をここに公布する。  
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第22号

佐賀県介護保険法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用使用する用語は、法及び法に基づく厚生労働省令で使用使用する用語の例による。

(基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)

第3条 法第42条第1項第2号の規定により条例で定める基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)で定める基準とする。

(基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準)

第4条 法第54条第1項第2号の規定により条例で定める基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに基準該当介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)で定める基準とする。

(指定居宅サービス事業者の指定に係る条例で定める者)

第5条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請については、この限りでない。

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準)

第6条 法第74条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営についての基準は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で定める基準とする。この場合において、同令第7条第1項、第47条第1項、第62条第1項及び第77条第1項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、同令第62条第2項中「専ら指定訪問看護」とあるのは「指定訪問看護」と読み替えるものとする。

(指定介護老人福祉施設の指定に係る条例で定める入所定員)

第7条 法第86条第1項の条例で定める入所定員は、30人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営についての基準)

第8条 法第88条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営についての基準のうち指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。)の一の居室の定員は、1人とする。

2 前項の規定にかかわらず、保険者の意見を聴いた上で知事が必要と認めた場合は、一の居室の定員を2名以上4人以下とすることができる。この場合において、当該居室は、入所者の生活の平穩を害することのないよう配慮するとともに、容易に個室に転換することができる構造とするものとする。

3 前2項に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営についての基準は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）で定める基準とする。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営についての基準）

第9条 法第97条第1項から第3項までの規定により条例で定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営についての基準は、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）で定める基準とする。

（指定介護予防サービス事業者の指定に係る条例で定める者）

第10条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあっては、この限りでない。

（指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準）

第11条 法第115条の4第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法についての基準は、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準で定める基準とする。この場合において、同令第7条第1項、第49条第1項、第65条第1項及び第80条第1項中「専用の区画」とあるのは「区画」と、同令第65条第2項中「専用の指定介護予防訪問看護」とあるのは「指定介護予防訪問看護」と読み替えるものとする。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準）

第12条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第110条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準は、次に掲げるものとする。この場合において、利用者の処遇に支障がないときは、食堂は談話室と、談話室は食堂その他の施設と兼用することができる。

(1) 指定介護療養型医療施設における食堂は、食事の提供に必要な広さを有すること。

(2) 指定介護療養型医療施設における談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。

2 前項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営についての基準は、健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第110条第3項に規定する指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）で定める基準とする。

(公益を代表する委員の定数)

第13条 佐賀県介護保険審査会(以下「審査会」という。)の委員のうち法第185条第1項第3号の公益を代表する委員の定数は、12人とする。

(会長)

第14条 法第187条第1項の会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

(会議)

第15条 審査会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門調査員)

第16条 法第188条第1項の専門調査員の任期は、3年とする。

2 専門調査員は、再任されることができる。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、佐賀県健康福祉本部において処理する。

(会長への委任)

第18条 第13条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(手数料)

第19条 次の表の各項の左欄に掲げる者は、当該各項の中欄に掲げる手数料を、当該各項の右欄に掲げる時期に県に納付しなければならない。

納付義務者	手数料		納付時期
	名称	額	
1 法第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	介護支援専門員実務研修受講試験手数料	8,700円	受験申込みのとき
2 法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付を受けようとする者	介護支援専門員証交付手数料	3,800円	交付申請のとき
3 法第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の有効期間の更新を	介護支援専門員証有効期間更新申請手数料	3,800円	更新申請のとき

申請する者			
4 法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を申請する者	指定居宅サービス事業者 指定申請手数料	15,000円	指定申請のとき
5 法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新を申請する者	指定居宅サービス事業者 指定更新申請手数料	9,000円（当該申請を行う者が同時に法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請を行う場合でこれらの申請に対する審査の事務の大部分が共通しているときは0）	更新申請のとき
6 法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定を申請する者	指定居宅介護支援事業者 指定申請手数料	15,000円	指定申請のとき
7 法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新を申請する者	指定居宅介護支援事業者 指定更新申請手数料	9,000円	更新申請のとき
8 法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定を申請する者	指定介護老人福祉施設 指定申請手数料	31,000円	指定申請のとき
9 法第86条の2第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の更新を申請する者	指定介護老人福祉施設 指定更新申請手数料	21,000円	更新申請のとき
10 法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可を申請する者	介護老人保健施設開設許可申請手数料	63,000円	許可申請のとき
11 法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の入所定員等の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）を申請する者	介護老人保健施設変更許可申請手数料	33,000円	許可申請のとき

12 法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新を申請する者	介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	21,000円	更新申請のとき
13 法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定を申請する者	指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	15,000円（当該申請を行う者が同時に法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請を行う場合でこれらの申請に対する審査の事務の大部分が共通しているときは0）	指定申請のとき
14 法第115条の11において準用する同法第70条の2の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新を申請する者	指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料	9,000円（当該申請を行う者が同時に法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請又は法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請を行う場合でこれらの申請に対する審査の事務の大部分が共通しているときは0）	更新申請のとき
15 法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の報告に係る調査のうち依頼を受けて行うものを受けようとする者	介護サービス情報の報告に係る調査手数料	1調査につき20,000円以内で規則で定める額	調査を依頼するとき
16 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の23第1項の規定に基づく介護支援専門員証の書換え交付を受けようとする者	介護支援専門員証書換え交付手数料	1,500円	書換え交付申請のとき
17 介護保険法施行規則第113条の25第1項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付を受けようとする者	介護支援専門員証再交付手数料	1,500円	再交付申請のとき

2 前項の規定にかかわらず、同項の表の1の項の中欄に掲げる手数料に関する事務を、法第69条の27第1項に規定する指定試験実施機関に行わせる場合は、当該手数料は、当該指定試験実施機関に納付しなければならない。

3 前項の規定により指定試験実施機関に納付された手数料は、当該指定試験実施機関の収入とする。

(手数料の減免)

第20条 知事は、災害その他の事由により必要があると認める場合は、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料の還付)

第21条 既納の手数料は、還付しない。ただし、申込者又は申請者の責めによらないで当該手数料に係る事務を行わなかった場合は、この限りでない。

(過料)

第22条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(指定介護老人福祉施設に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する指定介護老人福祉施設(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第8条第1項の規定の適用については、同項中「1人」とあるのは「4人以下」とし、同条第2項の規定は適用しない。

3 前項の規定にかかわらず、昭和62年3月9日前から存する指定介護老人福祉施設(この条例の施行の日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)における第8条第1項の規定の適用については、同項中「1人」とあるのは「8人以下」とし、同条第2項の規定は適用しない。

(佐賀県介護保険審査会の組織及び運営に関する条例の廃止)

4 佐賀県介護保険審査会の組織及び運営に関する条例(平成11年佐賀県条例第24号)は、廃止する。

(佐賀県手数料条例の一部改正)

5 佐賀県手数料条例(平成12年佐賀県条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～93 略					1～93 略				
93の2 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の実施	介護支援専門員実務研修受講試験を受けようとする者	介護支援専門員実務研修受講試験手数料	8,700円	受験申込みのとき	94から96まで 削除				
94 介護保険法第69条の7第1項の規定に基づく介護支援専門員証の交付	介護支援専門員証の交付を受けようとする者	介護支援専門員証交付手数料	3,800円	更新申請のとき					
95 介護保険法第69条の8第1項の規定に基づく介護支援専門員証の	介護支援専門員証の有効期間の更	介護支援専門員証有効期間更新申	3,800円	更新申請のとき					

改正前					改正後				
有効期間の更新の申請に対する審査	新を申請する者	請手数料							
95の2 介護保険法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅サービス事業者の指定を申請する者	指定居宅サービス事業者指定申請手数料	15,000円	指定申請のとき					
95の2の2 介護保険法第70条の2第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅サービス事業者の指定の更新を申請する者	指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料	9,000円（当該申請を行う者が同時に介護保険法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請を行う場合でこれらの申請に対する審査の事務の大部分が共通しているときは零）	更新申請のとき					
95の2の3 介護保険法第79条第1項の規定に基づく指	指定居宅介護支援事業者の	指定居宅介護支援事業者指	15,000円	指定申請のとき					

改正前					改正後				
定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	指定を申請する者	定申請手数料							
95の2の4 介護保険法第79条の2第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者の指定の更新を申請する者	指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料	9,000円	更新申請のとき					
95の2の5 介護保険法第86条第1項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の指定の申請に対する審査	指定介護老人福祉施設の指定を申請する者	指定介護老人福祉施設指定申請手数料	31,000円	指定申請のとき					
95の2の6 介護保険法第86条の2第1項の規定に基づく指定介護老	指定介護老人福祉施設の指定の更	指定介護老人福祉施設指定更新申	21,000円	更新申請のとき					

改正前					改正後				
人福祉施設の 指定の更新の 申請に対する 審査	新を申 請する 者	請手数 料							
95の2の7 介 護保険法第94 条第1項の規 定に基づく介 護老人保健施 設の開設の許 可の申請に対 する審査	介護老 人保健 施設の 開設の 許可を 申請す る者	介護老 人保健 施設開 設許可 申請手 数料	63,000円	許可申 請のと き					
95の3 介護保 険法第94条第 2項の規定に 基づく介護老 人保健施設の 入所定員等 の変更の許可 (構造設備の 変更を伴うも のに限る。以 下の号におい て同じ。)の 申請に対する 審査	介護老 人保健 施設 入所定 員等 の変更 の許可 を申請 する者	介護老 人保健 施設 変更 許可 申請手 数料	33,000円	許可申 請のと き					

改正前					改正後				
95の3の2 介護保険法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請に対する審査	介護老人保健施設の開設の許可の更新を申請する者	介護老人保健施設開設許可更新申請手数料	21,000円	更新申請のとき					
95の3の3 介護保険法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定介護予防サービス事業者の指定を申請する者	指定介護予防サービス事業者指定申請手数料	15,000円（当該申請を行う者が同時に介護保険法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請を行う場合でこれらの申請に対する審査の事務の大部分が共通しているときは零）	指定申請のとき					
95の3の4 介護保険法第115条の11において準用する同法第70条の2の規定に基づく指定介	指定介護予防サービス事業者の指定の更新を申	指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数	9,000円（当該申請を行う者が同時に介護保険法第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請又は同法第70条の2第1	更新申請のとき					

改正前				改正後			
<u>護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査</u>	<u>請する者</u>	<u>料</u>	<u>項の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定の更新の申請を行う場合でこれらの申請に対する審査の事務の大部分が共通しているときは零)</u>				
<u>95の4 介護保険法第115条の35第3項の規定に基づく介護サービス情報の報告に係る調査</u>	<u>介護サービス情報の報告に係る調査を受けようとする者</u>	<u>介護サービス情報の報告に係る調査手数料</u>	<u>1 調査につき20,000円以内で規則で定める額</u>	<u>調査を受けようとするとき</u>			
<u>95の5 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の23第1項の規定に基づく介護支援専門員証の書換え交付</u>	<u>介護支援専門員証の書換え交付を受けようとする者</u>	<u>介護支援専門員証書換え交付手数料</u>	<u>1,500円</u>	<u>書換え交付申請のとき</u>			

改正前					改正後				
95の6	介護保険法施行規則第113条の25第1項の規定に基づく介護支援専門員証の再交付	介護支援専門員証の再交付を受けようとする者	介護支援専門員証再交付手数料	1,500円	再交付申請のとき				
96	削除								
97～494 略					97～494 略				
備考 略 別表第2（第2条関係）					備考 略 別表第2（第2条関係）				
手数料		指定試験機関等			手数料		指定試験機関等		
1～6 略					1～6 略				
6の2	別表第1第93号の2に掲げる手数料	介護保険法第69条の27第1項に規定する指定試験実施機関							
7～17 略					7～17 略				